

令和5年度

矢板市予算書

矢板市

令和5年度矢板市予算目次

1. 一般会計予算	1
2. 介護保険特別会計予算	9
3. 国民健康保険特別会計予算	13
4. 後期高齢者医療特別会計予算	17
5. ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算	19
6. 水道事業会計予算	21
7. 下水道事業会計予算	25

一 般 会 計

議案第1号

令和5年度矢板市一般会計予算

令和5年度矢板市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,093,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,518,012
	1 市 民 税	1,697,538
	2 固 定 資 産 税	2,305,378
	3 軽 自 動 車 税	115,304
	4 市 た ば こ 税	231,842
	5 入 湯 税	600
	6 都 市 計 画 税	167,350
2 地 方 譲 与 税		165,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	31,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	99,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	35,000
3 利 子 割 交 付 金		1,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,000
4 配 当 割 交 付 金		15,000
	1 配 当 割 交 付 金	15,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		22,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		61,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	61,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		751,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	751,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		28,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	28,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		14,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000
10 地 方 特 例 交 付 金		34,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	31,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	3,000
11 地 方 交 付 税		2,534,000
	1 地 方 交 付 税	2,534,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000

(単位：千円)

款	項	金額
13 分担金及び負担金		55,764
	1 負担金	55,764
14 使用料及び手数料		169,155
	1 使用料	96,194
	2 手数料	72,961
15 国庫支出金		2,391,043
	1 国庫負担金	1,508,292
	2 国庫補助金	871,892
	3 委託金	10,859
16 県支出金		1,103,598
	1 県負担金	662,712
	2 県補助金	372,354
	3 委託金	68,532
17 財産収入		99,900
	1 財産運用収入	7,107
	2 財産売却収入	92,793
18 寄附金		50,001
	1 寄附金	50,001
19 繰入金		583,013
	1 基金繰入金	583,013
20 繰越金		250,000
	1 繰越金	250,000
21 諸収入		403,914
	1 延滞金、加算金及び過料	3,501
	2 市預金利子	35
	3 貸付金元利収入	266,263
	4 雑収入	134,115
22 市債		1,839,600
	1 市債	1,839,600
歳入	合計	15,093,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		152,683
	1 議 会 費	152,683
2 総 務 費		1,958,770
	1 総 務 管 理 費	1,536,901
	2 徴 税 費	196,742
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	116,252
	4 選 挙 費	64,922
	5 統 計 調 査 費	24,263
	6 監 査 委 員 費	19,690
3 民 生 費		4,755,176
	1 社 会 福 祉 費	2,594,769
	2 児 童 福 祉 費	1,762,242
	3 生 活 保 護 費	398,164
	4 災 害 救 助 費	1
4 衛 生 費		915,166
	1 保 健 衛 生 費	533,274
	2 清 掃 費	381,892
5 労 働 費		2,724
	1 労 働 諸 費	2,724
6 農 林 水 産 業 費		535,181
	1 農 業 費	446,462
	2 林 業 費	88,719
7 商 工 費		638,471
	1 商 工 費	638,471
8 土 木 費		1,602,848
	1 土 木 管 理 費	83,850
	2 道 路 橋 り よ う 費	646,856
	3 河 川 費	27,009
	4 都 市 計 画 費	756,083
	5 住 宅 費	89,050
9 消 防 費		525,564
	1 消 防 費	525,564
10 教 育 費		2,709,325

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教育総務費	324,958
	2 小学校費	468,527
	3 中学校費	219,051
	4 社会教育費	265,365
	5 保健体育費	1,431,424
11 災害復旧費		6
	1 農林水産施設災害復旧費	3
	2 公共土木施設災害復旧費	3
12 公債費		1,276,744
	1 公債費	1,276,744
13 諸支出金		342
	1 普通財産取得費	342
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	15,093,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(緊急経営強化支援資金)融資保証に対する損失補償	令和5年度から令和12年度まで	令和5年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和5年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(創業資金)融資保証に対する損失補償	令和5年度から令和12年度まで	令和5年度の融資額のうち栃木県信用保証協会が債務の保証を行うことにより生ずる代位弁済額から株式会社日本政策金融公庫が支払う保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額
令和5年度栃木県信用保証協会の矢板市中小企業振興資金(創業資金)利子補給金	令和5年度から令和12年度まで	令和5年度の融資額のうち中小企業創業支援資金融資利子補給金交付要綱第3条に基づき算出した額
矢板市長選挙選挙費	令和6年度	865
東小学校大規模改修工事基本設計・実施設計業務委託	令和6年度	77,000

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理事務	329,600	普通貸借	4.0%以内	借入の日から30年以内とし、その他については借入先融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
戸籍住民基本台帳事務	10,400	又は	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
保育所整備事業	2,600	証券発行		
県営土地改良事業	1,600			
城の湯温泉センター改修事業	164,100			
道路整備事業	290,900			
河川整備事業	17,500			
公園整備事業	4,900			
街路事業	153,400			
公営住宅整備事業	50,500			
中学校教育施設等整備事業	49,200			
公民館改修事業	4,000			
体育施設整備事業	669,900			
臨時財政対策債	91,000			

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第2号

令和5年度矢板市介護保険特別会計予算

令和5年度矢板市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,050,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		739,513
	1 介 護 保 險 料	739,513
2 使 用 料 及 び 手 数 料		31
	1 手 数 料	31
3 国 庫 支 出 金		685,771
	1 国 庫 負 担 金	499,125
	2 国 庫 補 助 金	186,646
4 支 払 基 金 交 付 金		745,791
	1 支 払 基 金 交 付 金	745,791
5 県 支 出 金		400,906
	1 県 負 担 金	380,225
	2 県 補 助 金	20,681
6 財 産 収 入		57
	1 財 産 運 用 収 入	57
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		472,325
	1 一 般 会 計 繰 入 金	472,325
9 繰 越 金		6,200
	1 繰 越 金	6,200
10 諸 収 入		5
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		3,050,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		78,914
	1 総 務 管 理 費	39,695
	2 徴 収 費	11,190
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	27,435
	4 趣 旨 普 及 費	594
2 保 険 給 付 費		2,705,700
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	2,491,000
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	61,200
	3 そ の 他 諸 費	2,300
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	57,500
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	8,600
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	85,100
3 地 域 支 援 事 業 費		127,240
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	42,282
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	14,020
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	70,748
	4 そ の 他 諸 費	190
4 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	1
5 基 金 積 立 金		133,745
	1 基 金 積 立 金	133,745
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,050,600

国民健康保険特別会計

議案第3号

令和5年度矢板市国民健康保険特別会計予算

令和5年度矢板市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,510,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 税		639,898
	1 国 民 健 康 保 險 税	639,898
2 一 部 負 担 金		4
	1 一 部 負 担 金	4
3 使 用 料 及 び 手 数 料		800
	1 手 数 料	800
4 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
5 県 支 出 金		2,574,897
	1 県 補 助 金	2,574,897
6 財 産 収 入		41
	1 財 産 運 用 収 入	41
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		280,346
	1 他 会 計 繰 入 金	280,346
9 繰 越 金		10,001
	1 繰 越 金	10,001
10 諸 収 入		4,011
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	3,004
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1,006
歳 入 合 計		3,510,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		57,276
	1 総 務 管 理 費	31,232
	2 徴 税 費	25,644
	3 運 営 協 議 会 費	400
2 保 険 給 付 費		2,519,645
	1 療 養 諸 費	2,187,992
	2 高 額 療 養 費	317,038
	3 移 送 費	21
	4 出 産 育 児 諸 費	10,005
	5 葬 祭 諸 費	3,500
	6 傷 病 手 当 諸 費	1,089
3 国民健康保険事業費納付金		818,942
	1 医 療 給 付 費 分	515,595
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	231,637
	3 介 護 納 付 金 分	71,710
4 共 同 事 業 拠 出 金		128
	1 共 同 事 業 拠 出 金	128
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		53,261
	1 保 健 事 業 費	9,477
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	43,784
7 積 立 金		49,587
	1 基 金 積 立 金	49,587
8 諸 支 出 金		6,160
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,160
9 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	3,510,000

後期高齢者医療特別会計

議案第4号

令和5年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度矢板市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ472,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		356,692
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	356,692
2 使 用 料 及 び 手 数 料		31
	1 手 数 料	31
3 繰 入 金		96,565
	1 一 般 会 計 繰 入 金	96,565
4 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
5 諸 収 入		14,612
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,030
	3 雑 入	13,580
歳 入 合 計		472,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		5,151
	1 総 務 管 理 費	2,619
	2 徴 収 費	2,532
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		443,441
	1 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	443,441
3 後 期 高 齡 者 健 診 事 業 費		20,278
	1 後 期 高 齡 者 健 診 事 業 費	20,278
4 諸 支 出 金		1,030
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,030
5 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		472,900

ハッピーハイランド矢板排水処理事業
特 別 会 計

議案第5号

令和5年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計予算

令和5年度矢板市のハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		9,240
	1 使 用 料	9,239
	2 手 数 料	1
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1,858
	1 繰 越 金	1,858
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		11,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,825
	1 総 務 管 理 費	648
	2 施 設 管 理 費	9,177
2 積 立 金		975
	1 基 金 積 立 金	975
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		11,100

水道事業会計

議案第6号

令和5年度矢板市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度矢板市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,000戸
(2) 年間給水量	3,520,000 m ³
(3) 一日平均給水量	9,644 m ³
(4) 主要な建設改良事業	施設整備事業 事業費 439,129千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	895,000千円
第1項 営業収益	809,738千円
第2項 営業外収益	85,259千円
第3項 特別利益	3千円

支出

第1款 水道事業費用	708,000千円
第1項 営業費用	675,056千円
第2項 営業外費用	31,324千円
第3項 特別損失	620千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額472,000千円は、当年度分損益勘定留保資金322,166千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,026千円及び建設改良積立金112,808千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	73,000 千円
第1項 企業債	50,000 千円
第2項 国庫補助金	1 千円
第3項 負担金	22,997 千円
第4項 出資金	1 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	545,000 千円
第1項 建設改良費	443,049 千円
第2項 企業債償還金	100,950 千円
第3項 補助金返還金	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	50,000 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の日から40年以内とし、その他については借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費用

第1項 営業費用 及び 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 68,169 千円 |
| (2) 交際費 | 10 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の営業助成として、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、公共消火栓維持管理のため8,420千円、市営住宅給水装置維持管理のため2,714千円、県営住宅給水装置維持管理のため1,518千円、公共下水道事業会計職員庁舎使用のため1,518千円及びマッピングシステム保守(下水道分)のための3,799千円である。

(他会計からの負担金)

第10条 水道事業の経費のうち、他の会計からこの会計へ負担を受ける金額は、公共消火栓設置のため3,500千円及び配水管移設のための5,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、14,000千円と定める。

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

下水道事業会計

議案第7号

令和5年度矢板市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度矢板市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	5,100 戸
(2) 年 間 排 水 量	1,909,600 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	5,232 m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠建設改良費 193,549 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	696,700 千円
第1項 営業収益	273,032 千円
第2項 営業外収益	423,665 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	692,200 千円
第1項 営業費用	649,990 千円
第2項 営業外費用	41,447 千円
第3項 特別損失	163 千円
第4項 予備費	600 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,700 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 28,889 千円、当年度分損益勘定留保資金 57,216 千円及び繰越未処分利益剰余金 20,595 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	490,800 千円
第1項	企業債	193,600 千円
第2項	他会計補助金	159,232 千円
第3項	補助金	134,520 千円
第4項	受益者分担金	1 千円
第5項	受益者負担金	3,447 千円

支 出

第1款	資本的支出	597,500 千円
第1項	建設改良費	366,154 千円
第2項	企業債償還金	231,346 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備 事業	193,600 千円	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入の日から40年以内と し、その他については借入 先の融資条件による。ただ し、企業財政その他の都合 により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用、 第2項 営業外費用 及び 第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 55,677 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業経営安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、273,547 千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越未処分利益剰余金 20,595 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして
20,595 千円

令和5年2月24日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

